

公益社団法人四日市法人会 役員報酬等規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人四日市法人会（以下「本会」という。）の定款第 26 条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性及び透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 本会は、常勤役員の職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 役員には、賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じて退職手当を支給することができる。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の勤務成績を勘案して功労金を支給することができる。

(報酬額の決定)

第 4 条 本会の常勤役員に対する報酬額は、総会において決定した次の金額を限度として、理事については理事会において決定し、監事については無報酬とする。

常勤役員の報酬総額 500 万円

- 2 常勤役員に対する退職手当は、勤続年数 1 年当たり、退職の日におけるその者の報酬年額に 12 分の 1 を乗じて得た金額とする。ただし、勤続年数の計算に当たって、1 年未満の端数は、6 ヶ月を超える場合には、これを切り上げて 1 年とし、満たない場合には、これを切り捨てて 0 年とする。
- 3 常勤役員に対する功労金は、前項の退職手当の金額に 100 分の 10 を乗じて得た金額を限度として、理事会において決定する。

(報酬の支給日)

第 5 条 報酬は年間報酬額を 12 ヶ月で除した額を月額として支給するものとし、毎月一定の日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第 7 条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第 8 条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 9 条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。